

具体的取組等一覧（富津市男女共同参画計画 P37～P47に対応）						令和5年度 期首記入		令和8年 期首記入		
No.	基本目標	主要課題	施策の方向		具体的取組	担当課	5年間(令和5～9年度)の取組内容	令和7年度取組実績	令和7年度自己評価	令和8年度取組内容
1	Ⅰ 多様性の意識づくり	1 多様性や人権意識の醸成	(1) 人権尊重意識の啓発	男女共同参画の視点に立って人権尊重意識、男女平等意識の啓発に努めます。	①男女共同参画に関する講演会や講座等の開催	企画課	男女共同参画に関する知見を持つ講師等（県アドバイザーや千葉県男女共同参画地域推進員の関係者等）を招き、講演会や講座等を開催する。	令和8年1月に県アドバイザー派遣事業を活用して、講師を招いた中堅職員向けの庁内研修を開催し、40名が参加した。	令和6年度に実施した庁内研修のアンケート結果を参考に、より学びたいと思える内容の研修を行うことができた。	男女共同参画に知見を持つ講師を招いた研修を継続して実施していく。
2					②広報紙等を通じた男女共同参画に関する意識啓発	企画課	男女共同参画に関する情報を広報ふつつや市ホームページを活用して発信する。	広報ふつつ及び市ホームページへの掲載実績 ・男女共同参画週間、女性人材リスト登録者の募集（広報ふつつ6月号） ・アンコンシャスバイアスに気づこう！の日（広報ふつつ8月号） ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するパンフレット」について市ホームページにて情報発信を行った。	広報ふつつや市ホームページに男女共同参画についての記事を掲載し情報を発信することができた。 また、市ホームページでは男女共同参画に関するトピックスのページにて周知啓発を行うことができた。	引き続き男女共同参画週間などの記事を広報ふつつに掲載する。 また、市ホームページに男女共同参画に関するトピックスを紹介するページの更新を続ける（通年）。
3					③男女共同参画に関する職員研修の実施	総務課	新規採用職員研修においてハラスメントや不当な差別等の人権問題に関する研修を継続的にを行い、職員の意識啓発に努めることにより、組織全体として人権尊重意識の確立を目指す。	新規採用職員研修において、ハラスメント研修及び男女共同参画研修を実施した。	関係課と調整し、準備することができた。	新規採用職員研修にて、ハラスメント研修及び男女共同参画の研修を実施する。
						企画課	新規採用職員や階級別の職員等（管理職や係長など）を対象とした研修について、関係課と調整し開催する。	関係課と調整し、令和7年度新規採用職員研修にて、富津市男女共同参画計画に係る取組についての研修を実施した。	関係課と調整し、研修を実施することができた。 また、令和6年10月より開始した富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度についても研修に含めることができた。	令和8年度新規採用職員研修にて、富津市の男女共同参画計画に係る取組についての研修を実施する。
4					④人権尊重に係る意識啓発の推進	市民課	法務局並びに人権擁護委員及び木更津人権擁護委員協議会と連携し、意識啓発に努める。 人権相談窓口を開設するほか、人権擁護をテーマとした中での作文やポスターの募集、応募作品の展覧などを実施する。	法務局並びに人権擁護委員及び木更津人権擁護委員協議会と連携し、身近な相談体制の充実を図るため、人権相談窓口を定期的に開設した。併せて、人権尊重をテーマとした作文やポスターの募集を行うとともに、応募作品の展覧を通じて、人権について考える機会の創出を図った。	関係機関と連携し、相談体制の確保及び啓発事業を実施することで、人権尊重意識の醸成に一定の成果があったと考えるが、より幅広い市民への浸透を図るためには、周知方法や事業内容の工夫が必要であることから、今後も効果的な啓発手法について検討していく。	法務局並びに人権擁護委員及び木更津人権擁護委員協議会と連携し、意識啓発に努める。 人権相談窓口を開設するほか、人権擁護をテーマとした中での作文やポスターの募集、応募作品の展覧などを引き続き実施する。
5	⑤人権を守るための職員研修の実施	総務課	新規採用職員研修においてハラスメントや不当な差別等の人権問題に関する研修を継続的にを行い、職員の意識啓発に努めることにより、組織全体として人権尊重意識の確立を目指す。	新規採用職員研修においては引き続きハラスメントや不当な差別等の人権問題に関する研修を実施するとともに、管理職研修としてハラスメント防止研修を実施した。	関係課と調整し、準備することができた。	新規採用職員研修にて、ハラスメント研修及び男女共同参画の研修を実施する。				
		市民課	法務局並びに人権擁護委員及び木更津人権擁護委員協議会と連携し啓発に努めるほか、職員が参加可能な研修等について情報共有を行う。	法務局並びに人権擁護委員及び木更津人権擁護委員協議会と連携し、外部で実施された各種研修等に参加した。	研修への参加を通じて、実践的な知識の習得と人権意識の向上に繋がった。社会情勢等の変化により人権も多様化、複雑化していることから、今後も積極的に研修等に参加し人権尊重意識を高めていく必要がある。	法務局並びに人権擁護委員及び木更津人権擁護委員協議会と連携し啓発に努めるほか、職員が参加可能な研修等について、情報提供を行い、職員の人権尊重意識の普及・啓発を図る。				
6	Ⅰ 多様性の意識づくり	1 多様性や人権意識の醸成	(2) 多様性の尊重 重点★	性的マイノリティ（LGBT等）の方や外国にルーツを持つ人々への理解の促進に向けた啓発に取り組みます。	①性的マイノリティ（LGBT等）に関する理解促進及び支援	企画課	国や県、他市町村等において実施している支援策等の情報を収集するとともに、関係課と調整し、理解促進に向けた取組及び支援について検討・実施を図る。	国や県、市町村等が実施、開催する性的マイノリティ（LGBT等）に関する研修等についてのチラシの配架を行った。 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の担当者会議に出席し、都市間連携加入市町村と情報共有を行った。	性的マイノリティ（LGBT等）に関する研修等についてチラシを配架し、必要に応じて関係課での配架も依頼することができた。 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の他市の運用状況について情報収集をすることができた。	国や県、他市町村等において実施している支援策等の情報収集及び関係課への情報共有を行う（通年）。 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について、他市の運用状況や都市間連携の状況等の調査を継続する（通年）。
						市民課	法務局並びに人権擁護委員及び木更津人権擁護委員協議会と連携し、人権擁護の観点から理解促進等の啓発に努める。 人権相談窓口を開設するほか、人権擁護をテーマとした中での作文やポスターの募集、応募作品の展覧などを実施する。	法務局並びに人権擁護委員及び木更津人権擁護委員協議会と連携し、身近な相談体制の充実を図るため人権相談窓口を定期的に開設した。併せて、人権尊重をテーマとした作文やポスターの募集を行うとともに、応募作品の展覧を通じて、人権について考える機会の創出を図った。	関係機関と連携し、相談体制の確保及び啓発事業を実施することで、人権尊重意識の醸成に一定の成果があったと考えるが、より幅広い市民への浸透を図るためには、周知方法や事業内容の工夫が必要であることから、今後も効果的な啓発手法について検討していく。	法務局並びに人権擁護委員及び木更津人権擁護委員協議会と連携し、意識啓発に努める。 人権相談窓口を開設するほか、人権擁護をテーマとした中での作文やポスターの募集、応募作品の展覧などを引き続き実施する。
7					②パートナーシップ制度導入に向けた検討・研究	企画課	制度導入の可否について検討する。 近隣市町村の導入状況や運用状況等を調査したうえで、富津市で実施する場合の制度設計等について関係課と調整し、検討を図る。	令和6年10月から制度を導入していることから、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に対する問い合わせ等の対応を行った。 また、他市町村等の制度の運用状況について情報収集を行った。	市民の方からの問い合わせ等に対し、関係課と連携し適切に対応することができた。 また、他市町村の制度の運用状況について情報収集を行うことができた。	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に対する問い合わせ等に関係課と連携しながら対応を行う。 パートナーシップ・ファミリーシップ制度について、他市の運用状況や都市間連携の状況等の調査を継続する（通年）。
						市民課	企画部門において制度の導入について検討・研究を進めている状況であり、人権擁護の観点からの情報提供や意見の具申など、企画部門と協調しながら取組の推進を図る。	令和6年10月から制度を導入していることから、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に対する問い合わせ等の対応を行った。	令和7年度は申請がなかった。制度の運用と併せて、性的マイノリティ（LGBT等）への理解の促進に向けた啓発に取り組んでいくことが必要である。	引き続き申請受付等を行い制度の円滑な遂行を図る。
8					③外国にルーツを持つ人々への理解の促進	企画課	国や県、他市町村等において実施している施策等の情報を収集するとともに、富津市における実施方法等について関係課と調整し、実施に向けた検討を図る。	国や県、他市町村等が行っている講演会等について、関係課への情報共有や市民向けのチラシの配架を行った。 また、市内在住外国人数の情報収集を行った。	富津市内在住の外国人数を調査し外国にルーツを持つ人々への理解の促進への情報収集をすることができた。	国や県、他市町村等が行っている取組等の情報収集及び関係課への情報共有を行う（通年）。
						市民課	法務局並びに人権擁護委員及び木更津人権擁護委員協議会と連携し、人権擁護の観点から理解促進等の啓発に努める。 人権相談窓口を開設するほか、人権擁護をテーマとした中での作文やポスターの募集、応募作品の展覧などを実施する。	法務局並びに人権擁護委員及び木更津人権擁護委員協議会と連携し、身近な相談体制の充実を図るため人権相談窓口を定期的に開設した。併せて、人権尊重をテーマとした作文やポスターの募集を行うとともに、応募作品の展覧を通じて、人権について考える機会の創出を図った。	関係機関と連携し、相談体制の確保及び啓発事業を実施することで、人権尊重意識の醸成に一定の成果があったと考えるが、より幅広い市民への浸透を図るためには、周知方法や事業内容の工夫が必要であることから、今後も効果的な啓発手法について検討していく。	法務局並びに人権擁護委員及び木更津人権擁護委員協議会と連携し、意識啓発に努める。 人権相談窓口を開設するほか、人権擁護をテーマとした中での作文やポスターの募集、応募作品の展覧などを引き続き実施する。
9	Ⅰ 多様性の意識づくり	1 多様性や人権意識の醸成	(3) 女性の人権を守るための社会づくり	女性の人権に対する意識啓発や様々な場における人権侵害に対する相談の充実などに努めます。また、男女共同参画の視点に立って市の刊行物を作成します。	①市の刊行物を男女共同参画の視点をもって点検・作成	企画課	庁内各課等に対し、刊行物等を作成する際の表現について、男女共同参画の視点に配慮した表現をするよう働きかけを行う。	掲示板での事例紹介や庁内へ向けた通知等を十分に行うことができなかった。	日頃より各発行物等に対して男女共同参画の視点を意識してみることで、庁内に向けた呼びかけにつなげることができなかった。	掲示板やホームページでの事例紹介に加え、他市のガイドライン等を参考に富津市版のガイドラインを完成させ、掲示板等で呼びかけを行う。
10					②男女共同参画に関する講演会や講座等の開催	企画課	男女共同参画に関する知見を持つ講師等（県アドバイザーや千葉県男女共同参画地域推進員の関係者等）を招き、講演会や講座等を開催する。	令和8年1月に県アドバイザー派遣事業を活用して、講師を招いた中堅職員向けの庁内研修を開催し、40名が参加した。	令和6年度に実施した庁内研修のアンケート結果を参考に、より対象者が学びたいと思える内容の研修を行うことができた。	男女共同参画に知見を持つ講師を招いた講演会を継続して実施していく。
11					③職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止を促進すべく経済団体等への要請	商工観光課	国等からの情報提供を市ホームページや広報等で周知を図り、啓発を行う。	千葉労働局から送付を受けた女性活躍推進法改正に係るチラシや事業者向け説明会チラシの配架を行った。	周知を行い、啓発を図ることができた。	引き続き、国などからの情報提供について、市ホームページ等での周知を行い、啓発を図る

具体的取組等一覧（富津市男女共同参画計画 P37～P47に対応）						令和5年度 期首記入		令和8年 期首記入		
No.	基本目標	主要課題	施策の方向		具体的取組	担当課	5年間(令和5～9年度)の取組内容	令和7年度取組実績	令和7年度自己評価	令和8年度取組内容
12	Ⅰ 多様性の意識づくり	2 男女平等意識の醸成	(1) 家庭における男女平等意識の啓発	男女平等の視点に立った家庭教育を推進するため、学習機会の提供や相談の充実などに努めます。	①家庭教育に関する相談の実施	生涯学習課	相談窓口に限らず、児童・生徒や、特に保護者と接触する機会を増やし、相談につなげるとともに、相談を受ける側の関係者についても、研修等への参加を促す。	放課後ルーム等での窓口相談や、こども家庭課と連携したアウトリーチ型相談も実施し、相談を受け付けた。 ・相談件数 〔令和7年度〕29件 〔令和6年度〕51件	放課後ルームの支援員が、参加児童の保護者と積極的にコミュニケーションを図り、気兼ねなく質問や相談のできる良好な関係を築くことができた。 6年度は繰り返しの相談があり件数が増えたが、その結果親子とも落ち着き、左記の相談件数となった。	放課後ルームの送迎時等を利用して、多くの相談事・困りごとを拾い上げ、解決へのアドバイスや対応に努める。
13					企画課	②男女共同参画の視点に立った保育士研修の実施	男女共同参画に関する保育士研修について、関係課と実施に向けた調整を図る。 男女共同参画に関する知見を持つ講師等（県アドバイザーや千葉県男女共同参画地域推進員の関係者等）の情報提供を行う。	男女共同参画に関する保育士研修は行うことができなかった。	関係課との調整に動くことができず、保育所会議での保育士研修を実現できなかった。	関係課との調整を行い、保育士研修を実施する。
							保育課	保育士研修の実施に向け、関係課と調整し、幼児期の家庭教育向けの知識習得を図る。	男女共同参画に関する保育士研修を実施することができなかった。	研修を調整することができず、保育所長会議での保育士研修を実現できなかった。
14	Ⅰ 多様性の意識づくり	2 男女平等意識の醸成	(2) 学校における男女平等教育の推進	学校において、男女共同参画の視点に立ち、それぞれの段階にふさわしい人権尊重、男女平等教育を推進します。また、教職員等に対する男女共同参画に関する研修を進めます。	①男女平等意識の醸成と発達段階に応じた人権尊重教育の充実	教育センター	学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力についての指導の充実を図る。 教科書などの教材においても適切な配慮がなされるよう留意する。	男女平等意識の醸成と発達段階に応じた人権尊重教育の充実のため、国、県からの通知を周知した。県で実施する研修へ、学校とともに参加した。	子どもたちが互いの個性を尊重し合い、とりわけ男女共同参画の意識、人権意識の啓発に努めることができた。	学校教育全体を通じて、人権教育を推進する。 児童生徒および教職員の人権意識の高揚や男女平等教育の推進を図るため、学校へ情報提供をする。
15					教育センター	②性別にとらわれず、個性を生かす教育の充実	家庭科教育について、男女共同参画社会の推進に対応し、家庭の在り方や家族の人間関係などに関する指導の充実を図る。	男女共同参画社会の実現に向け、家庭科をはじめ、各教科の授業改善を行った。また、男女平等意識の醸成のため、積極的な情報発信を行った。	性の多様性については、各校での研修が進んできた。養護教諭部会を中心にR6までは教職員へ進めてきたが、R7は児童生徒に対し実施することができた。	学級経営を充実させることで、人権意識の醸成と性別にとらわれず認め合う人間関係づくりを推進する。
16						教育センター	③望ましい職業観・勤労観を培うキャリア教育の充実	児童・生徒一人一人が主体的に進路を選択する能力・態度を身に付け、幅広い分野に進むことができるようにするとともに、高い職業意識の育成を図る。	性別に関わらず自由な進路決定ができるよう、発達段階に応じた幅広い職業の紹介や就業に向けた心構え等について、指導および情報発信を行った。	幅広い職業選択、進路決定に向けたキャリア教育を推進したことで、将来の職業や進路について、児童・生徒一人一人の意識が醸成された。
17					教育センター		④校内組織の確立と職員研修の充実	教育課程における男女平等などの人権教育を推進するとともに、学校における男女共同参画の推進等を図るため、教職員が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高めることができる研修等の取り組みを推進する。	国や県からの情報を積極的に集め、各学校へ提供した。また、男女平等などの人権教育を推進するために、職員会議や校内研修等で教職員の意識改善を図るよう周知した。	男女平等などの人権教育に関する多くの情報を、各学校へ積極的に発信することで、教職員の意識改善に繋がった。
18	Ⅰ 多様性の意識づくり	2 男女平等意識の醸成	(3) 地域における男女平等意識の啓発	男女平等に関する学習機会を提供するとともに、生涯学習の場などを利用し、男女平等意識の啓発に努めます。また、自治会やボランティア活動など地域社会活動への男女共同参画を促進するため、広報・啓発活動を実施します。		①男女共同参画に関する市民意識調査の実施	企画課	次期計画策定に向け、男女共同参画に関する市民の意識及び実態を調査するための市民意識調査を実施する。	近隣市の男女共同参画担当者に対し市民意識調査について質問をし、近隣市の実施方法など情報収集を行った。	近隣市町村等の市民意識調査について情報収集を行うことができた。 また、令和8年度実施予定の市民意識調査の調査項目や方法などについて検討をすることができた。
19					企画課	②男女共同参画支援に関する啓発活動の実施	広報ふつつや市ホームページ等による広報のほか、市民文化祭等において男女共同参画に関するポスター等を掲示するなどして啓発活動を行う。	「男女共同参画に関するトピックス」の更新を行った。 国や県の男女共同参加支援に関する相談窓口等のポスターやチラシを配架した。	男女共同参画支援に関する相談窓口等のポスターやチラシを必要に応じて関係課にも配架を依頼することができた。	広報ふつつや市ホームページへ男女共同参画支援に関する啓発の記事を掲載していく。
							市民課	自治会における役員の女性登用促進啓発に努める。 ボランティア活動団体に対する男女共同参画促進啓発に努める。	区長会議の場を活用し、地域活動における男女共同参画推進に向けて、自治会役員への女性登用の必要性について啓発を行った。	区長会議の場で女性登用の必要性について普及・啓発を行うことで地域における意識づけに繋がったと考える。区の役員に女性が登用されている自治会も見受けられることから、引き続き普及・啓発を図る。 女性目線での意見を自治会運営に取り入れることで、より有益な自治会運営に繋がりが、男女共同参画が促進されることが期待される。
20	Ⅱ あらゆる分野において誰もが共に活躍できる環境づくり	1 政策・方針決定過程における男女共同参画	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進	市の審議会等委員への女性の積極的な登用を推進するとともに、市職員についても女性管理職の積極的な登用に努めます。また、政策・方針決定過程への女性の参画促進に向けて女性リーダーを養成します。	①審議会等委員への女性参画の拡大	企画課	庁内各課等に対し、富津市女性人材リストの活用を促すなどして女性委員の登用促進を図る。	広報ふつつで富津市女性人材リストへの登録の募集を行った。 また、各種審議会等委員への女性委員の登用について指針の見直しを行い、庁内に向けて女性登用の依頼を行った。	指針の見直しをし、庁内各課への依頼を行うことができたが、女性登用の進んでいない審議会等の所管課に対し、女性登用の低い理由等の調査を行うことができなかった。	広報ふつつでの女性人材リスト登録の募集を行う。 掲示板や庁内へ依頼を行うなど引き続き各種審議会等の女性登用率向上を目指す。
21					②審議会等委員への女性参画状況の定期的調査の実施	企画課	年1回実施される国からの男女共同参画に関する調査に合わせ、富津市における審議会委員等の女性比率等について庁内各課に照会し、調査結果について、市ホームページへ掲載する。	年1回実施される国からの男女共同参画に関する調査に伴い、審議会等委員への女性参画状況等の調査を行った（9月各課照会）。 また、調査結果を市ホームページへ掲載した（1月）。	調査結果を市ホームページに掲載し周知を行うことができた。	年1回実施される国からの男女共同参画に関する調査に係る各課照会を行う。 調査結果の公表（市ホームページ）、また庁内掲示板にも掲載し、状況の認識を促す。
22					③市女性管理職の登用の推進	総務課	女性の活躍を推進するため、管理的地位（係長級以上）にある職員に占める女性割合を高められるように努めることにより、女性が活躍できる組織を目指す。	女性の管理的地位（係長級以上）について、意欲のある職員の積極的な登用に努めた。	意欲のある女性職員の積極的な登用を行った。	引き続き、意欲のある女性が管理的地位（係長級以上）で活躍できる組織を目指す。
23					④市女性職員の能力開発のための研修の実施	総務課	外部研修機関への女性職員の派遣を継続的かつ積極的に行うことにより、女性職員の能力開発を図る。	市町村アカデミーなどの研修へ女性職員を派遣したするとともに、中堅女性職員を対象に女性活躍推進研修を実施した。	研修への意欲がある職員を把握し、派遣の調整を行うとともに、研修の実施により動機付けを図った。	外部研修期間への女性職員の派遣を積極的に行うとともに、研修を実施する。
24					⑤女性リーダー養成講座の開催	企画課	男女共同参画に関する知見を持つ講師（県アドバイザーや千葉県男女共同参画地域推進員の関係者等）を招き、講座等を開催する。 特に女性活躍推進に関する知見を持つ講師による講座等の開催を検討する。	千葉県の多様性社会推進課と相談し、庁内向けの研修会の内容を検討した。 千葉県のアドバイザー派遣を利用し、女性活躍推進に関する知見を持つ講師による中堅職員を対象とした研修会を実施した。	庁内関係課と千葉県の多様性社会推進課と相談し、女性活躍推進に関する知見を持つ講師による講演会を実施することができた。	千葉県のアドバイザー派遣を活用した庁内向け講演会を実施する。

具体的取組等一覧（富津市男女共同参画計画 P37～P47に対応）						令和5年度 期首記入		令和8年 期首記入			
No.	基本目標	主要課題	施策の方向		具体的取組	担当課	5年間(令和5～9年度)の取組内容	令和7年度取組実績	令和7年度自己評価	令和8年度取組内容	
25	Ⅱあらゆる分野において誰もが共に活躍できる環境づくり	1 政策・方針決定過程における男女共同参画	(2) 企業や団体における方針決定過程への女性の参画促進	企業や団体などにおける方針決定過程への女性の参画拡大について、働きかけや法制度の周知に努めます。	①企業・関係団体等への女性の参画拡大についての働きかけ	企画課	関係課と実施方法や内容等について調整し、働きかけを行う。	企業向け講演会や女性の起業に関する講演会のチラシを配架した。必要に応じて関係課にも配架を依頼した。	ポスター掲示やチラシの配架などにより、市内企業や関係課に情報提供することができた。	企業・関係団体等への女性の参画拡大についての事例や取組、セミナーなどを調べ、関係課へ周知する（通年）。	
26						商工観光課	関係課と実施方法や内容等について調整し、働きかけを行う。	千葉労働局から送付を受けた女性活躍推進法改正に係るチラシや事業者向け説明会チラシの配架を行った。	周知を通して働きかけを行うことができた。	引き続き関係課と協力しながら、女性の参画拡大に向けた働きかけに取り組んでいく。	
27	Ⅱあらゆる分野において誰もが共に活躍できる環境づくり	2 家庭・地域社会における男女共同参画	(1) 家庭生活における男女共同参画の促進重点★	男女共同参画に関する学習機会の提供や広報・啓発などを通して、家事・育児・介護など家庭生活における男女共同参画を促進します。また、男性の家庭への参画を促進する取り組みをすすめます。	①父親の子育てに関する学習機会の提供	公民館	家事・育児など子育てに関する講座を開催し、男性の家庭への参画促進を図ります。	父親の家事への参加機会創出のため、親子を対象とした料理教室を開催した。 (チャレンジクッキング: 4回)	男女共同参画の一環として、父親も参加することで、家庭内の協力意識の向上につながり、良好な効果が得られた。参加者は母親が中心であったものの、関心の高さもうかがえたことから、今後は父親の参加機会の拡充に向け、周知方法等の充実を図っていく。	夏休みに、健康づくり課(2回)千葉県栄養士会（1回）による親子料理教室を開催予定。	
28						②家族で参加できる事業の充実	生涯学習課	放課後ルームの体験学習や、小・中学校の家庭教育学級などで、家族で参加できる機会を設けるよう促す。	子どもの放課後の居場所を創出するとともに、支援員や保護者等との交流を通じて、児童の社会性を育む取り組みを行った。	放課後ルームの送迎に訪れた保護者がルームに参加する例も見られるなど、活動が徐々に広がっている。	放課後ルームにおいて、家族及び地域住民が参加できる催しなどの開催を検討する（通年）。
29						③父親の育児参加を促進する機運の醸成	企画課	国や県、他市町村等の事例等を収集し、関係各課へ周知するとともに、父親の育児参加を促進するための取組等の実施方法について、関係各課と実施に向けた調整を図る。	男性の育児参加促進に関する講演会のチラシを配架し、必要に応じて関係課にも配架を依頼した。	チラシの配架を行うことはできたが、優良事例などの調査及び庁内外への周知を行うことはできなかった。	国や県、他市町村等において実施している事例等の情報収集及び関係各課への情報共有する。（通年）
		こども家庭課	子育て支援センターや母子保健担当などの関係部局と連携し、父親向けの教室やイベント等を開催する。	健康づくり課と連携し、地域交流支援センターカナリエで「プレママ学級」を隔月で6回開催した。 ・参加 21組 うち18組が父親参加 ・個別面接 2人 うち2人父親参加 ※プレママ学級に参加できない場合、個別面接にて対応	86.9%の家庭で父親の参加があったことで、男性の家庭への参画を促進する取り組みとしても有効であったと考える。日程に合わなかった場合、個別対応も実施した。		引き続き、健康づくり課と連携し、隔月で日曜日に地域交流支援センターカナリエで「プレママ学級」を開催することで、夫も参加しやすい環境を提供する。				
			健康づくり課	母子保健事業への父親参加を促すため、母子健康手帳交付時に保健師等が積極的な育児参加について説明するなど今までの取り組みを推進していく。	こども家庭課と連携し、地域交流支援センターカナリエで「プレママ学級」を隔月で6回開催した。 ・参加 21組 うち18組が父親参加 ・個別面接 2人 うち2人父親参加 ※プレママ学級に参加できない場合、個別面接にて対応	プレママ学級を日曜日に実施することで、家族の参加のしやすい環境を整えている。また、産後の地域の交流やつながりを感じられるよう地域交流支援センターカナリエで実施した。個別に対応することで父親への育児参加について説明する機会を設けることができた。	母子健康手帳交付時、父親の育児参加について伝える。また、プレママ学級の勧奨の際、父親の参加を促す。 令和8年度も引き続き日曜日に地域交流支援センターカナリエで実施する。都合がつかない場合には個別面接で対応する。				
30	Ⅱあらゆる分野において誰もが共に活躍できる環境づくり	2 家庭・地域社会における男女共同参画	(2) 地域活動における男女共同参画の促進重点★	地域における各種団体や自主防災組織への女性の参加など、地域活動における男女共同参画を促進します。また、女性の視点を踏まえた、避難所の運営体制を充実します。	①地域の各種団体における女性役員の就任の促進	企画課	国や県、他市町村等において実施している施策等の情報を収集し、広報ふつつや市ホームページ等により広報等を行う。	大雨が予測されるときに、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(内閣府男女共同参画局)などを使い、関係課に女性の視点を踏まえた避難所の運営体制の充実の呼びかけを行った。	関係課に女性の視点を踏まえた避難所の運営体制の充実の呼びかけを行うことができたが、広報ふつつや市ホームページ等による広報を実施することはできなかった。	国や県、他市町村等が行っている取組等の情報収集と関係課への情報提供を行う。（通年） また、関係課に女性の視点を踏まえた避難所の運営体制の充実の呼びかけを継続して行う。	
31						②自主防災組織における女性の参加の促進	防災安全課	自主防災組織の設立時に、女性を組織に加入するよう働きかけを行う。	「自主防災組織の手引き」により女性の参画促進を図るとともに、出前講座や自主防災組織を対象とした防災研修会を通して女性防災リーダーの育成に取り組んだ。	出前講座や自主防災組織を対象とした防災研修会の実施を通じて、女性の防災分野への参画意識の醸成を図ることができた。一方で、実際の参画拡大には引き続き取組が必要であることから、今後も継続的な周知・啓発に努めていく。	引き続き出前講座や「自主防災組織の手引き」を活用し、女性の参画を促進するよう働きかけるとともに、女性防災リーダーの育成を促進する（通年）。
32						③女性の視点を踏まえた避難所の運営体制の充実	防災安全課	避難所運営マニュアル等に基づき、避難所運営委員会に女性の参画を促すことで、女性の視点を踏まえた避難所の運営体制を充実させる。	内閣府との共催により実施した「避難生活リーダーサポーター研修」において、女性の視点を踏まえた避難所運営の研修を実施した。また、被災者用の支援物資として、「災害備蓄用生理用品（生理ナプキン 昼用/夜用）」および「パンツ用尿取りパッド」を備蓄した。	男女それぞれの視点から避難所の運営体制について学習・検証するとともに、「災害備蓄用生理用品（生理ナプキン 昼用/夜用）」および「パンツ用尿取りパッド」を備蓄することで、避難所等における女性特有のニーズに応えられた。	引き続き、避難所運営に女性の参画を促すとともに、備蓄品について、女性避難者のニーズ充足に向けた整備を実施していく（通年）。
33	Ⅱあらゆる分野において誰もが共に活躍できる環境づくり	2 家庭・地域社会における男女共同参画	(2) 地域活動における男女共同参画の促進重点★	地域における各種団体や自主防災組織への女性の参加など、地域活動における男女共同参画を促進します。また、女性の視点を踏まえた、避難所の運営体制を充実します。	④消防団への女性入団の促進	消防本部	消防団員募集ポスター掲示や、ホームページにて活動内容を掲載し、団員の確保に努める。	消防団員で構成する活動検討委員会で、女性消防団員の入団後の活動内容を含めて確保に関する会議を行った。	女性消防団員等に参加していただき、イベント会場での勧誘活動を行った。	女性消防団募集ののぼり旗を作成し、イベント等で今後も女性消防団員の活動内容を啓発するなど入団しやすい環境整備に努めていく。	
34	Ⅱあらゆる分野において誰もが共に活躍できる環境づくり	3 誰もが望む働き方ができる環境づくり	(1) 就労の平等な機会と公平な待遇の確保	雇用の場における男女平等を促進するため、男女雇用機会均等法をはじめとする法制度の周知や啓発等に努めます。	①男女雇用機会均等法など法制度の周知・啓発	商工観光課	国等からの情報提供を市ホームページや広報等で周知を図り、啓発を行う。	令和7年4月1日から施行された「育児・介護休業法」改正について市ホームページへ掲載し、男性・女性どちらについても育児休暇の取得促進、育児休業を取りやすい雇用環境の促進について周知を行った。	周知を行い、啓発を図ることができた。	引き続き、国などからの情報提供について、市ホームページ等での周知を行い、啓発を図る	
35						②就労に関する情報の収集・提供	商工観光課	引き続き幅広く他業種の求人情報を提供し、就職業界の現状を把握する。	昨年度に引き続き、ハローワークから提供を受けた求人情報について、市役所1階ロビーにて公開を行った。 また、ジョブカフェ・ジョブサポート事業についても昨年度に引き続き就職相談会の開催を行った。	収集した情報の周知を図ることができた。 就職相談会の開催は求人情報の提供だけではなく、現状の就労環境について知る機会にもなった。	引き続き求人情報の提供を行う。 また、ジョブカフェ・ジョブサポート事業について4市で取り組む。 労働関係のチラシについても随時更新を行い、周知に努める。

具体的取組等一覧（富津市男女共同参画計画 P37～P47に対応）						令和5年度 期首記入	令和8年 期首記入			
No.	基本目標	主要課題	施策の方向		具体的取組	担当課	5年間(令和5～9年度)の取組内容	令和7年度取組実績	令和7年度自己評価	令和8年度取組内容
36	Ⅱあらゆる分野において誰もが共に活躍できる環境づくり	3 誰もが望む働き方ができる環境づくり	(2) ワーク・ライフ・バランスの普及促進	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、多様な働き方を可能とする制度の周知や、福祉サービスの充実に努めます。	①労働時間短縮に関する啓発活動の実施	商工観光課	国等からの情報提供を市ホームページや広報等で周知を図り、啓発を行う。	昨年度に引き続き、厚生労働省「確かめよう労働条件」チラシ及び千葉県労働局「年次有給休暇の計画的付与制度」チラシについて、市役所にて配架を行った。	周知を行い、啓発を図ることができた。	引き続き、国などからの情報提供について、市ホームページ等での周知を行い、啓発を図る
②ワーク・ライフ・バランスの普及促進					総務課	時間外勤務の縮減や休暇の取得の促進、職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組を継続的に進めることで、仕事と生活の調和を図ることができる職場環境を整える。	労働局から送付を受けた「年次有給休暇の取得促進」チラシや厚生労働省から送付のあった「過労死防止」チラシについて配架を行い周知した。	周知を行い、啓発を図ることができた。	引き続き、国などからの情報提供について、市ホームページ等での周知を行い、啓発を図る	
					企画課	ワーク・ライフ・バランスの普及促進を図るため、国や県、他市町村等の事例等を収集し、関係各課へ周知するとともに、普及促進に向けた取組等について関係各課と調整を図る。	国や県からのワークライフバランスの普及促進に関する情報を関係課に対して共有を行った。	関係課への情報共有に留まり、普及促進に向けた調整までつなげることはできなかった。	国や県、他市町村等において実施している事例等の情報収集及び関係各課への情報共有する（通年）	
					商工観光課	国等からの情報提供を関係各課と情報共有し、普及促進を図る。	労働局から送付を受けた「年次有給休暇の取得促進」チラシや厚生労働省から送付のあった「過労死防止」チラシについて配架を行い周知した。	周知を行い、啓発を図ることができた。	引き続き、国などからの情報提供について、市ホームページ等での周知を行い、啓発を図る	
38					③職場におけるメンタルヘルス等健康管理の実施	総務課	ストレス・チェックやメンタルヘルス相談事業を継続的に実施し、職員のメンタル不調を未然に防止し、働きやすい職場づくりを進める。	例年のストレスチェックに加え、令和5年度より実施しているメンタルヘルス相談事業の周知を実施した。	ストレス・チェックやメンタルヘルス相談事業を実施することにより、働きやすい職場づくりを進められた。	引き続きメンタルヘルス相談事業の職員周知を行う。
39	Ⅱあらゆる分野において誰もが共に活躍できる環境づくり	3 誰もが望む働き方ができる環境づくり	(2) ワーク・ライフ・バランスの普及促進	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、多様な働き方を可能とする制度の周知や、福祉サービスの充実に努めます。	④男性の育児休業の取得促進、普及・啓発及び制度構築の検討	総務課	男性の育児休業制度の周知や個別の情報提供を継続的に行うことにより、育児休業等を取得しやすい環境の整備を図り、働きやすい職場づくりを進める。	出生書類提出時にも育児休業の説明等を行った。	男性の育児休業の取得率も増加し、働きやすい職場づくりを進められた。	男性の育児休業取得の促進に向けて、制度の周知や個別の情報提供を継続していく。
						企画課	男性の育児休業の取得促進等を図るため、国や県、他市町村等の事例等を収集し、関係各課への周知するとともに、普及促進に向けた取組等について関係各課と調整を図る。	国や県からの男性の育児休業取得促進等に関する情報を関係課に対して共有を行った。	関係課への情報共有に留まり、普及促進に向けた調整までつなげることはできなかった。	国や県、他市町村等において実施している事例等の情報収集及び関係各課への情報共有する（通年）
						こども家庭課	子育て支援センターや母子保健担当部局と連携し、啓発に努める。	厚生労働省から出されている男性の育児休業取得促進のパンフレットを妊娠届出時に配布。	男性の育児休業の取得促進、普及・啓発の取組を図ったが、その実態把握ができていない。	引き続き、男性の育児休業の取得促進に資する普及・啓発方法を検討し、実施する。
						商工観光課	国等からの情報提供を周知や、普及促進に向けた取組等について、関係各課と調整を図る。	「育児・介護休業法の改正」について、令和7年度施行の内容へ市ホームページの修正を行うとともに、男性の育休取得に関するパンフレットの配架を行い、周知に努めた。	周知を行い、啓発を図ることができた。	引き続き、国などからの情報提供について、市ホームページ等での周知を行い、啓発を図る
40					⑤富津市特定事業主行動計画（次世代育成支援対策）の推進	総務課	計画に基づく取組の実施状況や数値目標の達成状況について点検・評価を行うことにより、計画を推進する。	改定した計画について、職員に周知するとともに、実施状況の検討を行うことにより計画を推進する。	男性の育児休業の取得率も増加し、働きやすい職場づくりを進められた。	男性の育児休業取得の促進に向けて、制度の周知や個別の情報提供を継続していく。
41	Ⅱあらゆる分野において誰もが共に活躍できる環境づくり	3 誰もが望む働き方ができる環境づくり	(3) 各種産業における女性の活躍促進 重点★	各種産業において、男女共同参画に関する啓発を進めるとともに、女性活躍の促進に向け、企業等へ法制度をはじめとした情報の周知に努めます。	①各種産業における創業しやすい環境の整備	商工観光課	国や県、他市町村等において実施している支援策等の情報を収集するとともに、理解促進に向けた取組及び支援について検討・実施を図る。	富津市商工会と合同で主催となり、9月から10月にかけて5日間「ふつつ創業セミナー」を開催した。 千葉県保証協会からの創業セミナーに関するチラシについて配架を行った。	「ふつつ創業セミナー」をとおして、創業に関する理解促進が図られた。	引き続き「創業に関するセミナー」を実施する。 令和8年度から新たに、創業準備段階での支援制度を実施する。
②就農希望者への支援					農林水産課	就農希望者からの相談に対応する。	就農希望者からの問い合わせ・相談に対応した。	富津市で就農を希望する女性の相談対応にあたり、活用できる補助事業等を紹介した。	令和7年度に引き続き相談対応にあたり、就農や経営の安定化のために必要な支援を行っていく。	
③農業における家族経営協定締結の促進					農林水産課	ワーク・ライフ・バランスの普及・促進を図るため、認定農業者の更新時期に合わせて、夫婦または親子間の家族経営協定の締結を促す。	年度内に認定期間満了を迎える認定農業者に対して、家族経営協定の締結（見直し）を案内した。	令和7年度は家族経営協定の締結には至らなかったが、家族経営を行っている農業者の法人化の動きが3経営体あった。	法人化した経営体のフォローアップと、人材確保のための就業規則の整備等を推進していく。	
④千葉県農山漁村における男女共同参画基本方針の推進					農林水産課	企業等へ法制度を始めとした情報の周知を図る。	県や市障害者総合支援協議会と連携し、農福連携の取組について情報共有を図ったほか、実際の取組事例を視察した。	第1次産業に従事する多様な担い手の確保のために他市町の地域おこし協力隊の活用事例を研究した。	引き続き農林水産業の魅力を発信し、担い手の確保に努めていく。	
45	Ⅱあらゆる分野において誰もが共に活躍できる環境づくり	3 誰もが望む働き方ができる環境づくり	(4) 女性も男性も個性と能力を発揮できる環境の整備	雇用の場における労働関係法令の周知や啓発等を推進するとともに、女性の職業能力の開発促進に努めます。	①男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など法制度の周知・啓発	商工観光課	国等からの情報提供を市ホームページや広報等で周知を図り、啓発を行う。	「育児・介護休業法の改正」について、令和7年度施行の内容へ市ホームページの修正を行うとともに、男性の育休取得に関するパンフレットの配架を行い、周知に努めた。	周知を行い、啓発を図ることができた。	引き続き、国などからの情報提供について、市ホームページ等での周知を行い、啓発を図る
②県や関係機関による能力開発研修等の情報提供					商工観光課	県等で行われている能力開発研修等の情報提供を行う。	昨年度に引き続き、ポリテクセンター君津から情報提供のあった、職業能力開発に関するチラシとして、ポリテクセンター君津の受講生募集チラシの配架を行った。 また、千葉県から情報提供を受けた技能検定のご案内を配置した。	関係機関と連携しながら周知を行い、職業能力の開発促進に向けた啓発を図ることができた。	引き続き国や県の情報を提供するとともに地元の職業開発施設や職業訓練学校等の周知に努める。	
③就労に関する情報の収集・提供					商工観光課	引き続き幅広く他業種の求人情報を提供し、就職業界の現状を把握する。	昨年度に引き続き、ハローワークから提供を受けた求人情報について、市役所1階ロビーにて公開を行った。 また、ジョブカフェ・ジョブサポート事業についても昨年度に引き続き就職相談会の開催を行った。	収集した情報の周知を図ることができた。 就職相談会の開催は求人情報の提供だけではなく、現状の就労環境について知る機会にもなった。	引き続き求人情報の提供を行う。 また、ジョブカフェ・ジョブサポート事業について4市で取り組む。 労働関係のチラシについても随時更新を行い、周知に努める。	

具体的取組等一覧（富津市男女共同参画計画 P37～P47に対応）					令和5年度 期首記入		令和8年 期首記入			
No.	基本目標	主要課題	施策の方向		具体的取組	担当課	5年間(令和5～9年度)の取組内容	令和7年度取組実績	令和7年度自己評価	令和8年度取組内容
48	Ⅲ誰もが共に安心して暮らせる環境づくり	1 あらゆる暴力の防止	(1)DV防止対策の取組と相談支援体制の強化重点★	富津市DV・虐待防止計画を踏まえ、DV防止に向けた啓発に加え、DV被害者に対する相談支援、保護体制の充実を目指します。	①富津市DV・虐待防止計画の推進	障がい福祉課	障害者虐待防止に向けた啓発及び障害者虐待防止法に基づき、被虐待者の保護と自立の支援、養護者支援を実施する。	富津市障害者総合支援協議会権利擁護部会で、「意思決定支援」「成年後見制度」に関する研修を行った。被虐待者の保護や支援を要するケースはなかったが、虐待者を告発したケースが1件あった。	虐待防止に直接関連する研修の実施はなく、虐待防止の啓発とはならなかったが、障がいの理解を深める機会となった。被虐待者の保護や支援を要するケースはなかったものの、虐待対応・相談には迅速な対応ができた。	富津市障害者総合支援協議会権利擁護部会による研修等により、障害者虐待防止に関する啓発を行う。また、被虐待者への保護や支援、虐待者への指導などを適切に行っていくため、更に関係機関との密な連携を図っていく。
						こども家庭課	DV防止に向けた啓発を広報ふつつや市ホームページを活用して発信する。また、常時開設している相談窓口にて、DV被害者に対する相談支援を実施し、緊急避難等に迅速対応できる保護体制を構築する。	DVの新規相談者に対し、11件の相談支援を行った。広報11月号にて、高齢者、障がい者を含めた虐待防止の啓発記事を掲載した。また11月の女性に対する暴力をなくす週間期間中、市役所のデジタルサイネージを活用し広報啓発を実施した。	DVの新規相談件数は、前年度の20件に対し55%減少した。引き続き、虐待防止の啓発と虐待案件への相談支援を実施する。DV防止に向け新たな広報啓発を行った。	「富津市DV・虐待防止計画」に基づき虐待防止の啓発と虐待案件への相談支援等を関係機関と連携して実施し、当該計画の推進を図る。
						介護福祉課	・広報等で虐待予防の普及啓発や相談窓口の周知 ・権利侵害を受けている等の通報及び相談に対し、地域包括支援センター、民生委員、警察等と連携し、安心して日常生活を送れるよう支援	虐待予防の啓発の他、通報や相談に対して関係機関と連携を取りながら必要に応じた支援を行った。	緊急性や危険性等をアセスメントし、分離等が必要と判断した場合には早急に対応し、被害者の安全を守ることができた。	緊急性や危険性について、引き続き素早く正確な判断を行い、関係機関と連携を取りながら支援を行う。
49	Ⅲ誰もが共に安心して暮らせる環境づくり	2 安心して活動できる環境の整備	(1)子育て支援の充実	子育てに対する不安や負担を軽減し、安心して子どもを生育するための環境づくりに努めます。	③子育てに関する相談業務の実施	こども家庭課	PDCAサイクルに基づき、計画を着実に推進する。また、令和6年度末をもって現計画の計画期間が終了するため、次期計画を策定する。	「ふつつ子育てきずなLINE」の配信のほか、市内の子育て支援に関連するイベント情報や、子育てに役立つ情報を定期的に発信した。	子育てLINEの周知を促進したことにより、登録者が増え、実際に登録してよかったという意見が多く、子育てに対する不安や負担軽減することができた。	引き続き、「ふつつ子育てきずなLINE」の配信や子育てに役立つ情報を発信する。また、7月から「ふつつ子育てきずなLINE」の配信対象年齢を3歳から6歳まで引上げ、子育ての解消を図る。
こども家庭課						市ホームページやLINEなど複数のツールを用いて子育てに役立つ情報を発信する。	電話や来庁等により、「子育ての話何でも聴きます窓口」にて、46件の相談を受けた。そのうち、主に家庭教育指導員が小中学校に出張した際に、15件の相談があった。	市ホームページやLINE、広報等により窓口を周知した。また親子向けイベントにて対面でチラシを渡した。また、市内小中学校など児童福祉関係機関39箇所及び小児科など医療機関15箇所に資料を配付し、窓口の啓発を行った。	引き続き、広報または関係機関への啓発活動、イベント等親子に出会う場所に向き子育ての話何でも聴きます窓口を周知する。相談を受け付けた際には、内容によって関係機関と連携して対応する。	
こども家庭課						孤独な子育てを防止するため、相談支援体制を確保する。	電話や来庁等により、子育ての話何でも聴きます窓口にて、46件の相談を受けた。そのうち、主に家庭教育指導員が小中学校に出張した際に、15件の相談があった。	市ホームページやLINE、広報ト等により窓口を周知した。また親子向けイベントにて対面でチラシを渡した。また、市内小中学校など児童福祉関係機関39箇所及び小児科など医療機関15箇所に資料を配付し、窓口の啓発を行った。	引き続き、広報または関係機関への啓発活動、イベント等親子に出会う場所に向き子育ての話何でも聴きます窓口を周知する。相談を受け付けた際には、内容によって関係機関と連携して対応する。	
健康づくり課						妊娠期から出産・子育ての身近な相談先として、様々なニーズに即した支援につなげる伴走型支援を行っています。	産後ケア（宿泊11日、日帰り14日、訪問10日） ・2か月児訪問96.0％ ・4か月児健診97.7％ ・7か月児健診90.6％ ・10か月児健88.4％ ・1歳児健診91.8％ ・2歳6か月児健診97.2％ ・5か月離乳食教室90.1％ ・7か月離乳食教室31.7％ ・10か月離乳食教室29.8％ (R8.3.31現在)	医療機関の対応が難しく宿泊型・日帰り型の産後ケアが希望通りの日数を受けられない場合があった。その際は職員の訪問等により対応した。健診は毎月実施し、都合がつかない方には個別相談や訪問にて実施した。	産後ケアについては、低出生体重児や早産児への対応も可能となるよう要綱を改正しより一層柔軟に対応できるようにする。子育て期も母子保健事業を通じ、また、訪問や個別面接も実施し、引き続き切れ目なく支援を実施する。	
52					④ひとり親家庭等への支援	こども家庭課	相談支援を行い、自立に向けた経済的支援や就労支援を行う。	週2回、母子・父子自立支援員が、相談内容に応じて児童扶養手当の支給や貸付等の支援を実施した。生活困窮世帯の子どもに対して、週1回(夏休み中は週2回)、市内2か所にて、学習支援を実施した。	母子・父子自立支援員が来庁や電話等による相談を受け付けたほか、関係機関との連絡調整等を行い、不安等の解消に寄与した。学習支援については、利用者は23名であり、中学卒業生の高校進学率は100%だった。	引き続き、母子・父子自立支援員による相談体制を確保する。学習支援については、本事業の周知を図り、事業の継続を行う。
保育課						延長保育、一時預かり保育、病後児保育など、多様な保育サービスの提供を実施する。	延長保育、一時預かり保育、病後児保育などのサービス提供を実施した。	保育士養成修学資金貸付制度の実施や指定保育士養成施設との相互取組などにより、保育士確保策を講じるとともに、サービス提供を継続することができた。	引き続き保育士確保策を講じることで、サービス提供の継続とその充実を図る。	
54	Ⅲ誰もが共に安心して暮らせる環境づくり	2 安心して活動できる環境の整備	(2)高齢者・障がい者福祉の充実	高齢者や障がい者が安定した生活の中で生きがいをもって活動できるよう、様々な支援や相談に努めます。	①富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画の推進	介護福祉課	○令和3～5年度（第8期計画） ○令和6～8年度（第9期計画） ○令和9～11年度（第10期計画）	第9期計画で定めた3つの目標と9つの施策に基づき、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりに取り組んだ。 ・令和7年11月に第10期計画の策定に向け、生活実態と支援ニーズに関する調査を実施した。	フレイルチェック事業、富津市いきいき百歳体操等の介護予防事業の推進や、成年後見制度利用促進計画の策定など、計画の実現に向けた施策を展開した。 ニーズ調査により、高齢者等の実態、意識及び意向に関する調査を行い、第10期計画の策定する基礎資料を得ることができた。	成年後見制度については中核機関を設置することで制度の利用を促進する。第9期計画に基づき、3つの目標の達成に向けて取り組む。ニーズ調査及び国・県等の動向を踏まえ、第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定を行う。
55						介護福祉課	・介護保険サービス利用の流れやサービス内容の説明 ・高齢者福祉サービスや地域の社会資源の把握と情報提供	「介護保険のわかりやすい利用の手引き」による窓口での周知及び、市ホームページにより介護保険・高齢者福祉制度の周知を行った。 地域の社会資源の情報提供について、ふつつの地域支えあい手帳の周知を行った。 生活支援コーディネーターとの定例の打ち合わせを行い、どのように地域資源の情報提供等を行っていくかをまとめた。	手引き等を活用し、介護を必要とする人やその家族に適切なサービス利用の案内を行い、仕事と介護が両立できるような情報提供を行うことができた。 生活支援コーディネーターと共に地域の住民宅を訪問し、困りごと等と聞き取ったうえで地域資源の周知やマッチングを行った。	引き続き手引きの配布を行い、介護保険制度の周知について行う。引き続き生活支援コーディネーターが訪問等を行い、地域資源の周知やマッチングを実施する。
56						介護福祉課	・高齢者の身近な相談窓口としての地域包括支援センターを広報等で周知 ・どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用に繋げる	広報等での周知のほか、窓口や電話での相談に対して、ニーズを把握したうえで地域包括支援センターや適切な関係機関及び制度の案内を行った。	身近な相談窓口として地域包括支援センターは地域でも認知されており、毎月の定例会等により市とも情報共有を行っている。	地域のサービスや関係機関のさらなる把握に努め、適切な支援に繋げる。
57	Ⅲ誰もが共に安心して暮らせる環境づくり	2 安心して活動できる環境の整備	(2)高齢者・障がい者福祉の充実	高齢者や障がい者が安定した生活の中で生きがいをもって活動できるよう、様々な支援や相談に努めます。	④「富津市いきいき百歳体操」グループ等の自主活動への支援	介護福祉課	・自主活動を行う百歳体操グループへの補助金の交付 ・新規グループへの説明会の実施 ・管理栄養士による新規グループへの「食の教室」の実施 ・リハビリ専門職による講演会の実施と訪問による指導 ・歯科医師及び歯科衛生士による口腔教室の実施	百歳体操グループへの補助金の交付、新規グループへの説明会を実施した。 管理栄養士による「食の教室」、病院と連携した体力測定、リハビリ専門職による講演会及び交流会等を実施した。	市民の介護予防や身体機能向上に資する補助金の交付や啓発活動に取り組んだ。リハビリ専門職との意見交換等により、関係性を強化し、連携して事業に取り組むことができた。リハビリ専門職による講演会の際に、体操グループ交流会を実施し、少人数でのグループによる活発な意見交換により活動時の問題点の解決にもつなげることができた。	引き続き、補助金の交付や啓発活動を通して市民の介護予防、健康維持に対して働きかけをしていく。

具体的取組等一覧（富津市男女共同参画計画 P37～P47に対応）					令和5年度 期首記入		令和8年 期首記入			
No.	基本目標	主要課題	施策の方向		具体的取組	担当課	5年間(令和5～9年度)の取組内容	令和7年度取組実績	令和7年度自己評価	令和8年度取組内容
58	Ⅲ誰もが共に安心して暮らせる環境づくり	2 安心して活動できる環境の整備	(2) 高齢者・障がい者福祉の充実	高齢者や障がい者が安定した生活の中で生きがいをもって活動できるよう、様々な支援や相談に努めます。	⑤障がい者(児)への福祉サービスの提供	障がい福祉課	障がいのある方が地域で安心して生活ができるよう障害者総合支援法および児童福祉法に基づき、各種サービスを実施する。	対象者からの申請に応じて、障害福祉サービス、補装具・日常生活用具等の給付等を実施した。	様々な相談を受け、必要なサービスや補装具・日常生活用具等の給付がスムーズに受けられるよう、手続きの説明や情報提供を適切に行うことができた。	引き続き、障害福祉サービスや補装具・日常生活用具等の給付を実施する。（通年）
59					⑥障がい者(児)への相談事業の実施	障がい福祉課	障がいのある方が地域で安心して生活ができるよう相談支援を実施する。	基幹相談支援センター（えこ）による総合的・専門的な相談支援を実施した。	基幹相談支援センター（えこ）において、様々な相談に適切な支援が行えた。	基幹相談支援センター（えこ）による総合的・専門的な相談支援を実施する。（通年）
60	Ⅲ誰もが共に安心して暮らせる環境づくり	2 安心して活動できる環境の整備	(3) 様々な困難を抱えた人への支援 重点★	様々な困難を抱えた人への支援の充実に努めます。	①生活困窮者への支援	社会福祉課	生活困窮者が経済的・社会的に自立し、早期に困窮状態から脱却するため、本人の状況に応じた包括的な相談支援等を実施する。	生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業を一体的に実施するほか、住居確保給付金事業を併せて実施した。	生活困窮者の新規相談が71件あり、そのうち21件が一般就労の開始または就労収入の増加を図ることができた。	引き続き、自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業を一体的に実施するほか、住居確保給付金事業を実施していく。
61					②その他の様々な困難を抱えた人への支援	社会福祉課	再犯防止については、千葉県再犯防止計画に基づき、地区の保護司会、更生保護女性会と連携し、再犯防止の啓発活動を行う。	市内小中学校への啓発物資の配布、ポスター掲示、市内中学校における校内放送を実施した。 市内商業施設において、富津警察署と連携し、啓発活動を実施した。	地区の保護司会、更生保護女性会と連携し、再犯防止の啓発活動（社会を明るくする運動）を行うことができた。	引き続き、地区の保護司会、更生保護女性会と連携し、再犯防止の啓発活動（社会を明るくする運動）を行っていく。
						障がい福祉課	障害者手帳の有無にかかわらず、当事者やそのご家族の方などからの複雑化・複合化した相談に対応するため、包括的な支援体制を構築し、総合的な相談支援を実施する。	基幹相談支援センター（えこ）を中心に関係機関と連携体制を密にすることで、総合的な相談支援を実施した。	基幹相談支援センター（えこ）を中心に関係機関と連携体制を密にすることで、総合的な相談支援を実施することができた。	基幹相談支援センター（えこ）を中心に関係機関と連携体制を密にすることで、総合的な相談支援を実施する。（通年）
						健康づくり課	妊娠期から出産・子育ての身近な相談先として、様々なニーズに即した支援につなげる伴走型支援を行っています。出産や子育てに不安を抱える家庭は特にきめ細かく支援をしていきます。	妊娠届出数102件 特定妊婦 2人 届出時に保健師、栄養士、歯科衛生士等が面接を実施。特定妊婦はこども家庭課や社会福祉課と連携し支援した。	妊娠届は全件、専門職が面談を実施した。妊娠届出を通じて支援の必要な人を把握し、特定妊婦は要保護児童対策地域協議会等にてきめ細かい支援を実施した。	妊娠届出時に専門職が妊娠や子育ての不安に対する相談を受け、必要なサービスを紹介する。特定妊婦としての登録や登録後はこども家庭課や関係機関と連携し支援を実施する。
62	Ⅲ誰もが共に安心して暮らせる環境づくり	3 健やかに安心して暮らせる環境の整備	(1) 生涯を通じた女性の健康支援	女性が生涯を通じ健康な生活を送ることができるよう、思春期から更年期、高齢期に至るあらゆるライフスタイルに対応した健康支援を進めます。	①女性が自らの健康を自ら管理する意識づくりについての啓発	健康づくり課	女性のライフサイクルに合わせたがん検診の無料クーポン券を発行し、がん検診の受診率向上に努めます。	・子宮がん検診クーポン 対象者143人、受診者8人 受診率5.6％ ・乳がん検診クーポン 対象者175人、受診者14人 受診率8％	両がん検診とも令和6年度から受診率は向上しているが依然、県の示している目標の50％より低い。がんは症状のない早期のうちに発見することが重要なため、広報やLINE・安全安心メール等での周知、啓発をより一層実施していく必要がある。	受診者の利便性の向上を図るため、集団検診においてレディースがん検診を引き続き2日間実施し、個別検診として子宮がん検診の実施期間を1月末から3月末まで延長する。 さらに、令和8年度から一部の年齢の方を対象に、協力医療機関において乳がん個別検診を開始する。
63					②女性のライフサイクルに合わせた健康教育・指導及び健康相談の実施	健康づくり課	ライフサイクルに合わせた若年健診、妊婦健診、がん検診、特定健診等の実施後、有所見者に対し保健指導を実施する。	妊娠届出時、2か月児訪問時に把握した女性（妊婦・産婦）の将来的なCKD（慢性腎臓病）予防対象者は15人、糖尿病予防対象者は23人	訪問・面接にて対象者のリスクを把握し、対象者を台帳管理し若年健診・特定健診等の勧奨を行った。	2か月児訪問時に将来的な生活習慣病予防のため健診の勧奨と保健指導を実施する。
64	Ⅲ誰もが共に安心して暮らせる環境づくり	2 健やかに安心して暮らせる環境の整備	(2) 心と身体 の健康づくり支援	心と身体 の両面から健康づくりを推進するため、健康管理の重要性を啓発し、健康の増進を図ります。	①精神保健相談の実施	障がい福祉課	関係課や関係機関と連携し、精神障がいのおそれのある方に対して、相談支援を実施する。	精神障がいのおそれのある方に対して、関係課や関係機関と連携し、訪問等による相談支援を実施した。	ケースごとに関連のある関係機関に協力を仰ぎ、協同で訪問し、場合によっては受診勧奨を行うなど、適切に対応できた。	必要に応じて関係課や関係機関と協同で訪問、受診勧奨等を実施する（通年）。
65					②妊娠、出産、育児に関する相談の実施	健康づくり課	妊娠期から出産・子育ての身近な相談先として、様々なニーズに即した支援につなげる伴走型支援を行っています。	妊娠届出数102件 妊娠期の面接で保健指導資料や子育てサービスをファイルにまとめ、全数配布した。	子育てガイドは母子健康手帳に入れ、妊娠中に利用できるサポートや子育てサービス、妊娠中に準備しておくことをまとめ面談時に説明した。	子育てに関する情報やサポートが増えた際には子育てガイドに追加していく。
66					③各種健康診査・検診の実施	健康づくり課	ライフサイクルに合わせた若年健診、がん検診、特定健診等の実施。	・令和7年度予約受付総件数：4,818件【24時間受付可能web予約、電話予約、窓口受付】	Web予約の継続実施により、市民の利便性向上及び職員の電話予約対応等時間の削減による事務効率向上に寄与した。 また昨年実施したアンケートを元に、Web予約と合わせて電話予約と窓口予約も継続実施したことにより、予約受付総数が増加した。	Web予約、電話予約を継続し、健診予約しやすい環境を整備する。また、同日複数の検(健)診が受けられる+プラスけんしんを継続実施し受診しやすい環境を提供する。 がん検診は、新規で乳がん好発年齢に合わせ個別検診で2方向検査を実施し、がん検診の精度の向上に務める。また、イオン会場での実施回数を増やすことや、子宮がん検診の個別検診実施期間を延長し、受診しやすい環境を提供する。
67					④健康教育・指導及び健康相談の実施	健康づくり課 国民健康保険課	・ライフサイクルに合わせ、若年健診、がん検診、特定健診等を実施し、保健指導・健康相談により健康管理の意識づけを推進する。 ・女性は、妊娠・出産により生活や体が大きく変化するので、身近な相談先として、様々なニーズに即した支援につなげる伴走型支援を行っています。	・健診事後保健指導 ：928/1,030（90.1％） ・二次健診等受診者数 ：18人 ・中間評価健診受診者数 ：40人 ・栄養相談実施者 ：71人	健診事後の保健指導を90％以上実施できた。特にHbA1c7.0以上の未治療者28人のうち保健指導を実施し19人が治療へつなぐことができ、生活習慣病の発症、重症化予防への取り組みができた。また、必要な人には二次健診や中間評価健診、栄養相談を勧奨し、生活改善やデータ改善へ繋げることができた。	引き続き、健診事後の保健指導90％以上の実施を目指し生活習慣病の発症予防、重症化予防に取り組む。また、血圧高値者や高血糖者等のうち、BMI基準値以上の者が多いことや腹囲該当者が県内でも多いことから、肥満対策に向けた保健指導、栄養指導を強化する。
68					⑤スポーツを通じての健康増進の推進	生涯学習課	スポーツの楽しさを体験し、運動習慣のきっかけづくりや、市民・スポーツ愛好者の交流の場を創出する。 市民のスポーツ・レクリエーション活動の充実を図るため、スポーツの大会や教室などを開催する。	ふれあいスポーツフェスタは降雨により途中で中止となってしまったが、ウォーキングイベントや市内各所でポッチャ指導の出前講座を行うなど、スポーツを始めるきっかけづくりに取り組んだ。	ポッチャ指導後、地区住民が自主的にポッチャを取り入れた交流イベントを実施する様子が見られた。今後もこうした自主的な活動の広がりを期待したい。	ふれあいスポーツフェスタは開催に向けて綿密な準備を進めていく。また、軽スポーツ大会は参加者の増加を図るとともに、スポーツ推進委員等と連携し、市民の運動習慣のきっかけ作り及び交流の場の創出に引き続き取り組んでいく。